

令和2年11月6日

県営上溝団地建替事業及び県営追浜第一団地建替事業に関する事業者対話実施要領

1. 対話の目的

本県は、PFI方式など様々な民間活力の導入を積極的に検討し、県営住宅の建替えを進めています。令和2年4月24日には県営上溝団地建替事業及び県営追浜第一団地建替事業について「実施方針の策定の見通しについて」を公表しました。(10月30日変更)実施方針の策定時期は令和3年3月を予定しています。

こうした状況を踏まえ、本県は、事業への参画意向のある民間事業者から意見聴取を行い、事業条件の検討に役立てます。

2. 対話の対象者

(1)対話の対象者

県営上溝団地建替事業又は県営追浜第一団地建替事業(以下、両事業をあわせ「県営団地建替事業」という)をPFI方式として実施するにあたり、事業への参画の意向を有する法人又は法人のグループ

(2)参加除外要件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めません。

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- ・ 県税を完納していない者
- ・ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者

3. 対話の内容

民間事業者の参画の意向に応じて、以下のいずれか、又は両方とします。なお、対話は、事前に提出していただく別紙3「対話資料」の項目内容に基づき進めます。

- ・ 別紙1「県営上溝団地建替事業に関する条件」に記載の事業条件について
- ・ 別紙2「県営追浜第一団地建替事業に関する条件」に記載の事業条件について

4. 対話の流れ

以下の(1)から(5)の手続きにより進めます。

(1)対話実施要領の公表

当実施要領を県ホームページにて公表し、対話への参加事業者を募集します。

(2)対話参加の申し込み（事前申込制）

様式1「対話参加申込書」に必要事項を記載し、次の申込期限までに「6. 問合せ先」の電子メールアドレスあてにお申込みください（電子メールの件名は「県営団地建替事業に関する対話参加申込み」とし、必ず電話で受信確認の連絡を行ってください）。

○申込期限：令和2年11月18日（水）17時まで

(3)対話資料の提出

別紙3「対話資料」に意見等を記載し、次の提出期限までに「6. 問合せ先」の電子メールアドレスあてに御提出ください（電子メールの件名は「県営団地建替事業に関する対話資料」とし、必ず電話で受信確認の連絡を行ってください）。

- ・別紙3-1「対話資料（県営上溝団地）」
- ・別紙3-2「対話資料（県営追浜第一団地）」

※両団地の対話を希望される場合は、それぞれ「対話資料」を提出ください。

○提出期限：令和2年11月18日（水）17時まで

(4)対話の実施

対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。日時及び場所の詳細については、申込担当者あてに個別に連絡します。

- 日時：令和2年11月16日（月）から30日（月）の平日
- 場所：神奈川県庁舎内会議室（神奈川県横浜市中区日本大通1）
- 時間：1グループ60分程度

(5)対話結果概要の公表

参加事業者に公表内容の事前確認を実施した後、県ホームページにて対話結果概要を公表します（参加事業者の名称、知的財産にかかわる事項等は公表しません）。

5. 留意事項

- ① 対話に出席する人数は3名以内とします。
- ② 参加事業者の名称、知的財産に関わる事項等は、非公表とします。

- ③ 必要に応じて追加で対話（文書照会を含む）を実施する場合があります。
- ④ 対話の参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ⑤ 対話への参加実績は、今後の公募における評価対象とはなりません。

6. 問合せ先

- 担当部署 : 神奈川県 県土整備局 建築住宅部 公共住宅課 住宅整備グループ
- 担当者 : 榊原、加藤
- 住所 : 神奈川県横浜市中区日本大通 1
- 電話番号 : 045-210-6561
- 電子メール : jutakuseibi.u4mk@pref.kanagawa.jp

以上